第九条第一項の表を次のように改める。

開催の時		金額
平日	昼間（午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。）	一〇、六六八円
	夜間（午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。）	二七、一四八
休日		二八、四五六

第九条第二項中「一万六千三百三十七円」を「一万六千三百五十九円」に、「一万七千六百四十五円」を「一万七千六百六十七円」に改め、同条第六項中「四百三十六円」を「五百四十一円」に改め、同項ただし書中「八百七十二円」を「千八十二円」に、「七百六十七円」を「九百五十二円」に、「六百二円」を「七百四十七円」に改める。

第十三条第一項の表を次のように改める。

区分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	一八、七八二、四五六円	一四、二六二、八四一円
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	二二、八九三、〇六八	一七、三〇四、三五四
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	二六、七五七、三三五	二〇、二三二、二九一
	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	二九、六二四、一六七	二二、二五八、五四七
	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	三三、八七七、五一一	二五、五三五、九六一
	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	三九、九五二、六九八	三〇、二二七、七九六
	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	四八、四七三、九四七	三七、三〇三、二四五
	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	五三、二二二、四九一	四〇、九〇八、二九四
	選挙人の数が三百万人以上のもの	七九、五一九、六六五	五九、五八六、七八六
都道府県の支庁又は地方事務所		四、九四四、九三〇	三、八八九、三四八
認定出先機関		二、六二二、五五八	二、〇六四、八四三
大都市	選挙人の数が五万人未満のもの	一〇、三五四、九九八	八、三五三、〇六四
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	六、五四九、四六二	五、七〇九、三〇〇
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	八、〇八四、四九四	七、二四〇、七一八
	選挙人の数が十五万人以上のもの	一〇、一三七、六三五	九、二九〇、二四五
区（大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。）	選挙人の数が三万人未満のもの	一二、五七四、五〇六	一一、七二三、五〇二
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	三、三二五、四七二	二、九四二、二七四
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	四、六三一、四二八	四、一七五、九一九
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	七、二一四、三五〇	六、五五四、二七三
	選挙人の数が十五万人以上のもの	一〇、四二五、九二四	九、五五八、三一四
市（大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。）	選挙人の数が十五万人以上のもの	一三、一二七、三五五	一二、一六〇、三一一

区分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が千人未満のもの	三二四、六二七	二七三、四八四
	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	三六二、九七六	三一一、七五九
	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	五七五、四九一	四九四、四五四
	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	一、〇七七、一九七	九〇〇、一九五
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、六五四、五二〇	一、四一七、六五四
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	二、一一七、一二一	一、八三〇、九三五
	選挙人の数が二万人以上のもの	二、五六九、三三三	二、二三三、八二七
町村			

区分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	九、六四四、九七一円	七、六三六、九一五円
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一一、二一〇、六九四	八、八八一、七七二
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一二、七七六、四一七	一〇、一二六、六二九
	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	一二、七七六、四一七	一〇、一二六、六二九
	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	一三、七五六、九八二	一〇、九四七、七四四
	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	一四、二七一、五三二	一一、三七一、四八六
	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一五、二五二、〇九七	一二、一九二、六〇一
	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	一五、四三三、九〇一	一二、三三四、〇〇五
	選挙人の数が三百万人以上のもの	二〇、一八七、五五二	一五、九七九、九一〇
都道府県の支庁又は地方事務所		四、四一二、九五八	三、四〇七、九〇〇
認定出先機関		二、二六二、〇七七	一、七三九、三〇一
大都市	選挙人の数が五万人未満のもの	九、三一五、八六六	七、三四六、六九〇
区	選挙人の数が五万人未満のもの	四、〇四〇、六九九	三、二二二、四〇五
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	四、〇四〇、六九九	三、二二二、四〇五
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	四、〇四〇、六九九	三、二二二、四〇五
	選挙人の数が十五万人以上のもの	四、〇四〇、六九九	三、二二二、四〇五
市	選挙人の数が三万人未満のもの	一、九六八、二一九	一、五九九、八六〇
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	二、一六五、八三五	一、七三一、六〇四
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	三、二〇〇、三三一	二、五六五、三四二
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	四、三四六、三二八	三、五〇七、六一七
	選挙人の数が十五万人以上のもの	四、六六一、〇三〇	三、七二六、六九六